

### 3 注文衣料

**Q** 注文を受けて作る私立学校指定の学生服は、都条例の対象になるのか。

A 告示で、「注文衣料のうち次に掲げるもの (1) 紳士服 (2) ワイシャツ (3) 婦人服 (4) 学生服」と指定されており、学生服は対象となる。

**Q** 注文を受けて編むセーターは対象か。

A 注文衣料は、告示で、「生地を販売した事業者が当該生地を購入した者又は贈答された者の委託により縫製した衣料をいう」と規定されており、布を縫製して作る衣料品を対象にしている。したがって、セーターは対象外。

**Q** 注文衣料において、表示すべき「事業者名」は販売事業者名か。

A 実施要領において、「表示義務者は、消費者より直接注文を受けた事業者とする」と規定しており、事業者名は販売事業者となる。

**Q** ズボンの裏地についても繊維の組成を表示すべきか。

A 実施要領において、「繊維の組成とは、衣料の表生地、裏生地を組成し、編成し、または構成している糸を組成する繊維」と規定しており、裏地についても繊維組成を表示する。